

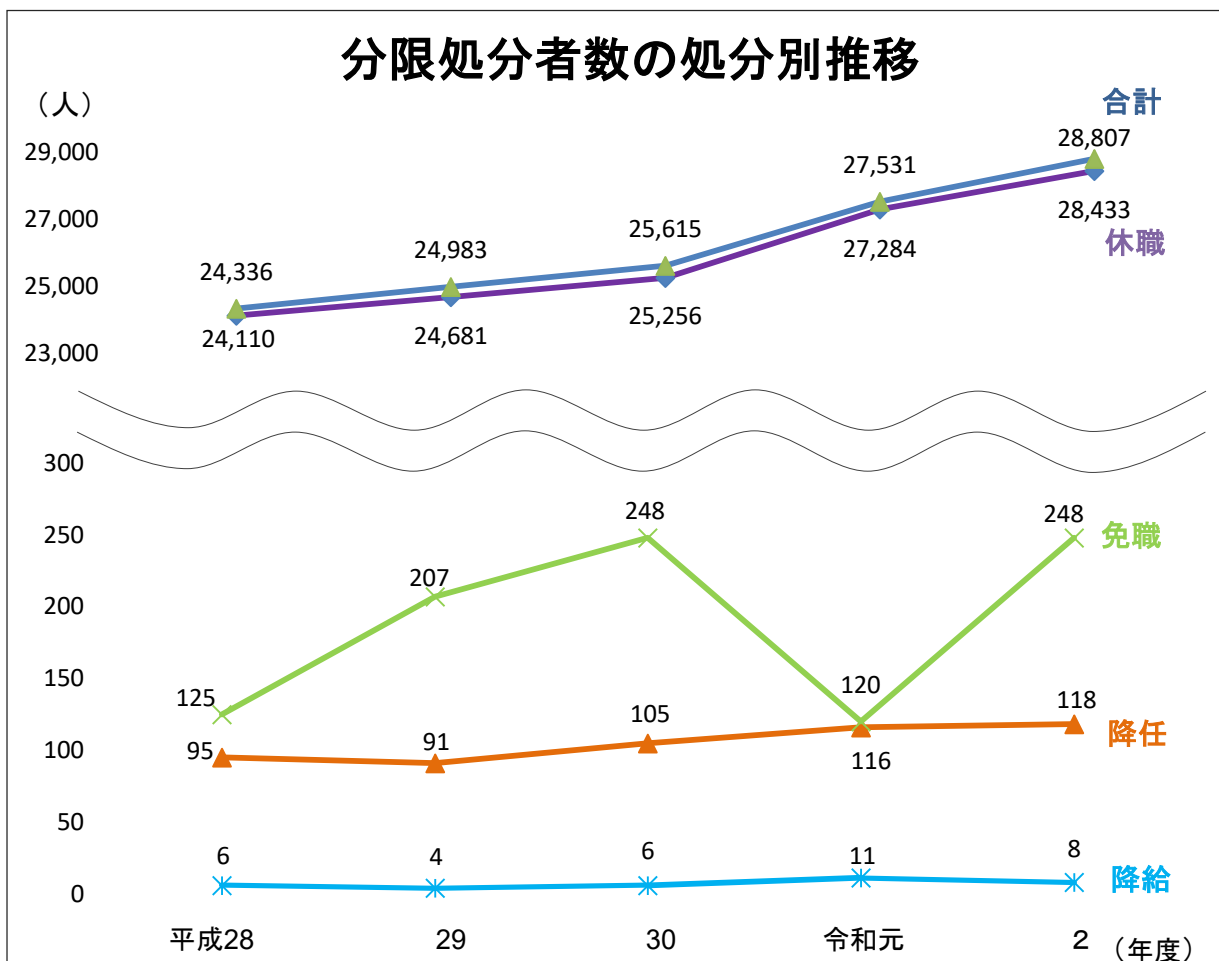
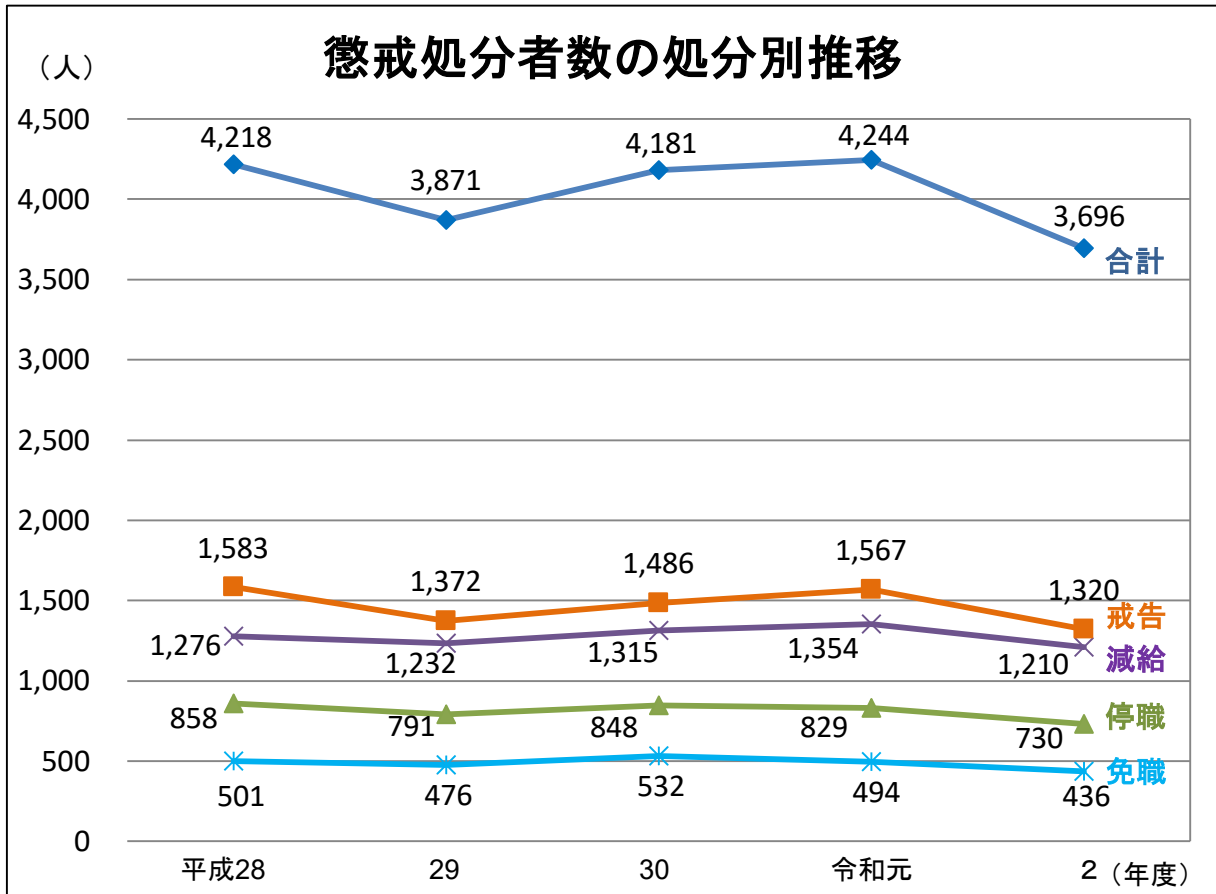
# 令和2年度地方公務員の懲戒処分者数等に関する調査結果(抄)

## 1. 懲戒処分者数の状況

- 令和2年度中に懲戒処分を受けた職員数は 3,696人  
(対前年度比 ▲ 548人)
- 主な行為別の処分者数
  - ・ 「一般サービス違反等関係」 1,692人 (対前年度比 ▲211人)  
(不適正な業務処理、勤務態度不良、非違行為等)
  - ・ 「交通事故・交通法規違反」 806人 (同 ▲139人)  
(飲酒運転等)
  - ・ 「公務外非行関係」 650人 (同 ▲ 55人)  
(金銭関係の非行、傷害・暴行等)
  - ・ 「監督責任」 376人 (同 ▲109人)
- 種類別の処分者数
  - ・ 「免職」 436人 (対前年度比 ▲ 58人)
  - ・ 「停職」 730人 (同 ▲ 99人)
  - ・ 「減給」 1,210人 (同 ▲144人)
  - ・ 「戒告」 1,320人 (同 ▲247人)

## 2. 分限処分者数の状況

- 令和2年度中に分限処分を受けた職員数は 28,807人  
(対前年度比 +1,276人)
- 主な事由別の処分者数
  - ・ 「心身の故障の場合」 28,344人 (対前年度比+1,158人)
- 種類別の処分者数
  - ・ 「免職」 248人 (対前年度比 +128人)
  - ・ 「降任」 118人 (同 + 2人)
  - ・ 「休職」 28,433人 (同 +1,149人)  
うち心身の故障の場合による休職 28,278人 (対前年度比 +1,155人)
  - ・ 「降給」 8人 (同 ▲ 3人)



### 3. 汚職事件の状況

- 事件件数 61 件（対前年度比 ▲26 件）  
発生団体数 53 団体（同 ▲21 団体）  
当事者数 63 人（同 ▲26 人）

- 汚職事件のうち  
横領 35 件（対前年度比 ▲16 件）  
収賄 8 件（同 ▲10 件）

※ 両者を合わせると、汚職事件全体の約 7 割を占める。

- 部門別では  
「教育」（14 件、23.0%）  
「総務」「衛生・環境・公害」「企画・開発」「商工」  
（各 7 件、11.5%）など

※ 「教育」は、公金等の取扱いに関するもの等。

- 態様別では  
「公金等の取扱い」（23 件、37.7%）  
「物品等の購入・役務の提供」（12 件、19.7%）など

※ 「公金等の取扱い」の「公金等」には、学校徴収金等、外郭団体・所管団体の運営費等、施設の使用料等がある。

- 事件発生の主な要因（各項目内の選択肢で複数回答可）

- ・ 監督の不十分：35 件

（上司の指導・監督に対する認識不足、事務繁忙のため監督不十分等）

- ・ 業務チェックの不備：52 件

（監督・検査の形骸化、担当者による単独での事務等）

- ・ 職員としての資質の欠如：58 件

（公金に対する自覚不足、金銭感覚の欠如等）